

介護老人福祉施設サービス

(契約書別紙兼重要事項説明書)

介護老人福祉施設サービス提供開始にあたり、事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設の目的

社会福祉法人亀田郷芦沼会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホーム風の笛（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し、老人福祉法に基づく老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

事業者は、入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めます。

2 事業者は、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

3 事業者は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。

4 事業者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

(1) 施設長 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 常勤1人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目

的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

(4) 看護職員 常勤換算方法で3人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 常勤換算方法で20人以上

(ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1名配置)

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士 常勤1人以上

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

(8) 介護支援専門員 常勤1人以上

介護支援専門員は入居者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき適切な指定介護老人福祉施設サービスが提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
生活相談員	1人以上		2		
介護支援専門員	1人以上		1		
機能訓練指導員	1人以上		2		
管理栄養士	1人以上		1		
介護職員	20人以上	20		1	
看護職員	3人以上	3			
医師	1人以上				1

(これ以上の職員でサービスを提供しています)

4. 入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員

施設の入居定員は60人とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

(1) ユニットの数 6ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 10人

設備の種類		室数又は個所数	備考
居室	ユニット型個室	60室	1人あたり面積 10.65 m ²
浴室		7室	特殊浴槽、個別浴槽、自立補助浴槽
洗面設備		72カ所	各居室1カ所、他12カ所
便所		25カ所	
医務室		1室	

5. 入居者に対する施設サービスの内容

施設サービスの内容は入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意します。また、少人数で家庭的な雰囲気を大切にします。

- (1) 施設サービスは、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して施設サービスの提供を行うものとし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならないものとしします。
- (2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとします。
- (4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等を常に把握しながら、適切に行います。
- (5) 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
- (6) 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。なお、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (7) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めます。
- (8) 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

具体的なサービスは次のとおりです。

サービスの種類	内容
食事の提供	<p>栄養及びご利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。また、食事はできるだけ離床して食堂等で食べていただけるようにいたします。</p> <p>【食事時間】 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</p>
排泄の介助	<p>ご利用者の心身及び排泄の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。また、おむつを使用される方については、その心身の状況に適したものを提供し、適切に交換を行います。</p>
入浴の介助	<p>週2回以上の、ご利用者の心身の状況に適した入浴介助を行います。また、体調等で入浴が困難な際は清拭を行うなど清潔保持に努めます。</p>
日常生活上のお世話	<p>ご利用者の心身の状況に応じた、離床、着替え、整容等の日常生活上のお世話を適切に行います。</p>
機能訓練	<p>ご利用者の心身の状況などを踏まえ、生活機能の維持、改善に向けた機能訓練を行います。</p>
健康管理	<p>医師及び看護職員を中心に常にご利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じます。また、協力病院との連携に努めます。</p>
相談及び援助	<p>ご利用者の心身の状況や置かれている環境等の把握に努め、ご利用者やご家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。</p>
レクリエーションやサークル活動	<p>快適で楽しい生活を送っていただけるように様々なレクリエーション行事を実施します。また、生け花などのサークル活動にも参加していただけます。</p>

6. 施設利用にあたっての費用の額

サービス利用料は厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額が利用料となります。原則として下記のとおりです。但し、利用者負担軽減制度等の対象者である場合は、その認定に基づいた負担額となります。尚、(1)利用者負担金の①基本利用料と②加算を合わせた金額に、「介護職員等処遇改善加算(I)」として14.0%の金額が加算となります。

(1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の①施設サービス費と②加算③減算を合わせた金額の介護負担割合証に基づき、1割、2割または3割の額です。

① 施設サービス費（1日につき）

要介護度	単位数	施設サービス費 単位数×10.14	利用者負担金 1割分
要介護1	670	6,794円	679円
要介護2	740	7,504円	750円
要介護3	815	8,264円	826円
要介護4	886	8,984円	898円
要介護5	955	9,684円	968円

*当施設は新潟市に所在のため、施設サービス費及び加算は「単位数×10.14」の計算になります。

※ご利用者が入院した場合及び居宅に外泊した場合は、1月に6日を限度として上記施設サービス費に代えて1日につき2,494円（利用者負担金は250円）を算定します（入院又は外泊の初日及び最終日を除く）

② 加算

加算の種類	加算の要件	単位数	加算額 単位数×10.14	利用者負担1割分
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様です。	36	304円 1日につき	31円 1日につき 1日につき
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、専門的な認知症ケアを行った場合、加算となります。	3	30円 1日につき	3円 1日につき
認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症介護指導者養成研修修了者を配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を行った場合、加算となります。	4	40円 1日につき	4円 1日につき
個別機能訓練加算Ⅰ	常勤専従の機能訓練指導員を必要数配置し、個別の機能訓練計画に従って機能訓練を実施しています。	12	121円 1日につき	13円 1日につき
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	20	202円 1日につき	21円 1日につき
日常生活継続支援加算	介護福祉士を必要数配置しておりますので加算となります。	46	365円 1日につき	37円 1日につき
看取り介護加算 (45日まで)	I		死亡日以前	

	<p>看取り介護を行い、施設や居宅で亡くなられた場合に加算となります。</p> <p>Ⅱ 看取り介護を行い、医療機関で亡くなられた場合に加算となります。 ※亡くなられる前に居宅へ戻ったり医療機関へ入院したりした後、在宅や入院先で亡くなられた場合でも加算されますがその際、施設で直接看取り介護を行っていない退所された日の翌日から亡くなられた日までの間は加算されません。 また、退所された日の翌日から亡くなられた日までの期間が30日以上あった場合には、看取り介護加算は頂きません。 ※施設を退所等された月と亡くなられた月が異なる場合でも加算が可能ですが看取り介護加算は亡くなられる月にまとめて計算され、施設に入所していない月についても請求されることがあります。</p>	730	31日から45日まで 730円 1日につき	73円 1日につき
		144	死亡日以前 4日から30日まで 1,460円 1日につき	146円 1日につき
		680	死亡日前日 及び前々日 6,895円 1日につき	690円 1日につき
		1,280	死亡日 12,979円	1,298円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に加算となります。	6	60円 1食につき 1日3食を限度とします	6円 1食につき
経口移行加算	経管による食事摂取の方などに、経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算となります。	28	283円 1日につき	29円 1日につき
経口維持加算	Ⅰ 著しい摂食障害のある方への、経口摂取維持のための栄養管理を実施した場合に加算となります。 Ⅱ	400 100	4,056円 1月につき	406円 1月につき

	摂食障害のある方への、経口摂取維持のための栄養管理を実施した場合に加算となります。		1,014 円 1 月につき	102 円 1 月につき
看護体制 加算	I 看護職員を必要数配置しておりますので加算となります。	4	40 円 1 日につき	4 円 1 日につき
	II 看護職員を必要数配置しておりますので加算となります。	8	80 円 1 日につき	8 円 1 日につき
夜勤配置 加算 I	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回って配置しておりますので加算となります。	18	183 円 1 日につき	18 円 1 日につき
排せつ支援 加算 I	排泄に介護を要する入所者に要介護状態の軽減の見込みについて評価を行い、支援計画を作成・見直し、厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	10	101 円 1 月につき	11 円 1 月につき
排せつ支援 加算 II	施設入所時と比較して、排せつの状態が改善、悪化が無い又は、おむつ使用なしとなった場合、加算になります。	15	152 円 1 月につき	16 円 1 月につき
排せつ支援 加算 III	排せつの状態が改善、かつおむつ使用なしとなった場合、加算になります	20	202 円 1 月につき	21 円 1 月につき
褥瘡マネジ メント加算 I	褥瘡のリスクの評価を行い、褥瘡ケア計画を作成・見直し、厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	3	30 円 1 月につき	3 円 1 月につき
褥瘡マネジ メント加算 II	褥瘡が発生するリスクのある入所者について、褥瘡の発生が無い場合、加算となります。	13	131 円 1 月につき	14 円 1 月につき
生活機能向	医師等の助言から機能訓	100	1,014 円	102 円

上連携加算 I	練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合、加算となります。		1月につき	1月につき
口腔衛生管理加算 I	歯科衛生士が、口腔ケアを2回以上行った場合加算となります。	90	912円 1月につき	92円 1月につき
口腔衛生管理加算 II	口腔衛生等の計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	110	1,115円 1月につき	112円 1月につき
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を必要数配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い食事の観察等を行い、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	11	111円 1日につき	12円 1日につき
科学的介護推進体制加算 II	入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	50	507円 1月につき	51円 1月につき
ADL維持等加算 I	入所者等全員について、入所月と翌月から起6月目 Barthel Index を評価できる者が ADL 値を測定し、月ごとに厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	30	304円 1月につき	31円 1月につき
ADL維持等加算 II	評価対象者の ADL 利得を平均して得た値が2以上である場合、加算になります。	60	608円 1月につき	61円 1月につき
自立支援促進加算	医師が入所時に行う医学的評価をもとに、他職種で支援計画の策定・ケアを行い、厚生労働省に提出し、活用した場合、加算となります。	300	3,042円 1月につき	305円 1月につき
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクが「高」の入所者で新規入所時又は	300	3,042円 1月につき	305円 1月につき

	再入所時に特別な栄養ケア管理の対象となる場合加算となります。			
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合加算となります。	400	4,056 円 1 回につき ※再入院時 1 回を限度	406 円 1 回につき
安全対策体制加算	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、加算となります	20	202 円 入所時	21 円 入所時
特別通院送迎加算	透析の送迎を月 12 回以上行った場合の加算となります。	594	6,023 円	602 円
協力医療機関連携加算	協力医療機関と会議を定期的に行っている場合、加算となります。	100	1,024 円	102 円
退院時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者の情報提供を行った場合加算となります。	250	2,535 円	253 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	要件を満たした医療機関連携及び研修等に参加している場合、加算となります	10	101 円	10 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	要件を満たした医療機関より 3 年に 1 回以上実地指導を受けている場合、加算となります。	5	51 円	5 円
新興感染症等施設療養費	当該感染に感染した入所者に適切な感染対策を行った上でサービスを提供した場合、加算となります。	240	2,434 円	243 円
認知症チームケア推進加算Ⅰ	認知症の行動・心理症状に対応する専門的な研修修了者を含むチームを組みケアしている場合、加算となります。	150	1,521 円	152 円
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状に対応するチームを組みケアしている場合、加算となります。	120	1,217 円	122 円

退院時栄養情報連携加算	退所先の医療機関に対して管理栄養士が受法提供を行った場合、加算となります。	70	710 円	71 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し効果を示すデータの提供を行っている場合、加算となります。	100	1,014 円	101 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを導入し効果を示すデータの提供を行っている場合、加算となります。	10	101 円	10 円

※施設サービス費、加算については1ヶ月分の合計単位数に10.14円を乗じるため、端数処理により差額が生じる場合がございます。

※上記の施設サービス費及び加算は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は上記の利用者負担金も自動的に改訂されます。尚、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせいたします。

(2) その他の費用

次の費用を利用者負担金としていただきます。但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担額とします。

食費	1日につき 1,600 円
居住費	1日につき 2,206 円
おやつ代	希望者を対象として、1日1回（概ね15:00～）おやつを提供し、1日100円をいただきます。
電気使用料	お持ち込みいただいた電化製品については、電気使用料を1電化製品につき1日85円をいただきます。（例：テレビ、電気毛布、扇風機、等）
理容代	利用された場合は訪問理美容師に直接実費をお支払いいただきます。カット・顔そり・毛染め・パーマのメニューがございます。
医療材料費	経管栄養時使用の「吸引カテーテル」、食事介助時使用の「シリンジ」等の個別使用物品費をいただきます。
特別な食事代	ご希望により特別な食事を提供した場合は、それに要した実費をご負担頂きます。
特別なレクリエーション等の費用	特別なレクリエーション等に参加された場合は、その実費をご負担頂きます。（例－水族館の入館料）
特別な日用品代	ご本人の希望等で特別に日用品等を購入した場合は、それに要した実費をいただきます。
医療費	医療機関を受診した際の費用は実費をお支払いいただきます。

インフルエンザ等予防 接種費用	実費
その他	施設サービス提供にあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担して頂くことが適当と認められるもの、入居者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用、入居者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用は実費となります。

※ご利用者が入院した場合及び居宅等に外泊した場合は、1月に6日を限度として上記の居住費をいただきます。

(4) 支払方法

お支払い方法は【契約書】のとおりです。

7. 施設利用にあたっての留意事項

入居者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動はご遠慮ください。
 - (2) 入居者は、施設に危険物を持ち込まないでください。
 - (3) 入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、施設長又は責任者の承認を得るようお願いいたします。
 - (4) 入居者の所持金その他希望品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況により、入居者又はその家族の申出により、施設長が責任をもって管理することができるものとします。
 - (5) 施設内の動物飼育はご遠慮ください。
 - (6) 大声・騒音など他の方の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。また、むやみに他の方の居室等に立ち入らないようにしてください。
 - (7) 喫煙は法律上禁止されている建物になります。
 - (8) 飲酒は他の方に迷惑がかからないように、また自分の健康に害を及ぼさないように節度を守るようお願いいたします。
 - (9) 施設内の居室や設備、器具等は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
 - (10) 医師の指示等により協力医療機関他へ受診していただくことがあります。その際、病状等によりご家族に付き添っていただくことがあります。
 - (11) 面会の際は、面会簿にお名前等を記入して下さい。面会者が宿泊される場合は、必ず職員に申し出て下さい。
- 2 前項第4号の規定により、施設長が、入居者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、施設長は、善良な注意事務をもって保管するものとします。

8. 緊急時等の対応

施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととします。

当施設の協力医療病院および協力歯科医療機関は、次のとおりです。

協力病院	名称	新潟医療生活協同組合 木戸病院
	所在地	新潟市東区竹尾 4 丁目 13 番 3 号
	連絡先	025-273-2151
	主な診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、耳鼻科、眼科
協力歯科病院	名称	新潟医療生活協同組合 木戸病院
	所在地	新潟市東区竹尾 4 丁目 13 番 3 号
	連絡先	025-273-2151

木戸病院以外の個別受診は、原則施設を中心とした半径 2 km 圏内とさせていただきます。

ご家族	氏名		住所	
	連絡先	自宅		携帯
		勤務先		
ご家族	氏名		住所	
	連絡先	自宅		携帯
		勤務先		

9. 非常災害対策

事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めます。

2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年 2 回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期するものとします。

3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めます。

消防計画	届出日	平成 25 年 8 月 1 日		
防火訓練	訓練の種類	避難訓練	通報訓練	消火訓練
	実施回数 (1 年につき)	2	2	2
防火設備	避難階段	2 カ所	自動火災通報設備	有
	避難口	8 カ所	非常通報装置	有
	防火扉	12 カ所	非常警報装置	有
	屋内消火栓	12 カ所	誘導灯及び誘導標識	30 カ所
	スプリンクラー	有	非常電源設備	有
	カーテン、布製ブラインド等の防火性能			

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市長村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

◎その他運営に関する重要事項は以下のとおりとします。

11. 衛生管理等

事業者は、入居者が使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行います。

2 事業者は、感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じます。

12. 事故発生の対応

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

2 事業者は入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録します。

4 事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 苦情処理

事業者は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。提供するサービスに関するご相談や苦情は、次の窓口で受け付けております。ご遠慮なくお申し出下さい。

苦情受付窓口	事務室	025-271-7700
苦情受付担当者	主任生活相談員	堀内香織

苦情解決責任者	管理者	佐藤峰彦
第三者委員	保莉恵子 三膳笑子	025-273-5697 025-273-6082

2 当施設に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

新潟県社会福祉協議会運営適正化委員会	025-281-5609
新潟市福祉部介護保険課	025-226-1273（直）
新潟市東区役所健康福祉課高齢介護係	025-250-2320（直）
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

1 4. 秘密保持

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者と契約終了後も同様とします。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記します。

3 事業者は、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとします。

1 5. 地域との連携

事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

1 6. 職員の研修

事業者は、すべての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けます。

(1) 採用時研修 採用後4カ月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上

2 必要と認める場合は、前項に挙げる研修のほかに、研修を実施することができるものとします。

1 7. 記録の整備

事業者は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(1) 入居者へのサービス提供に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、設備、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておきます。

1 8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

評価機関による評価の受審はありません。

上記契約の証として本契約書を2通作成し、ご利用者及び事業者記名の上それぞれ1通ずつを保有します。

年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して上記の通り説明しました。

【事業者】 所在地 新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
名称 社会福祉法人亀田郷芦沼会
代表者職・氏名 理事長 鈴木克夫

説明者職・氏名 生活相談員

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

【利用者】 ご住所

お名前

【身元引受人】 ご住所

お名前

【代理人】 ご住所

お名前

(2024年6月1日改訂)